

無配当 特定疾病前払式 終身保険

2019年10月改定



必ず
ご確認
ください

法人で加入をご検討される場合、
「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、
税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

がん

急性
心筋梗塞

脳卒中

特定疾病のリスクについて考えてみませんか？

がん

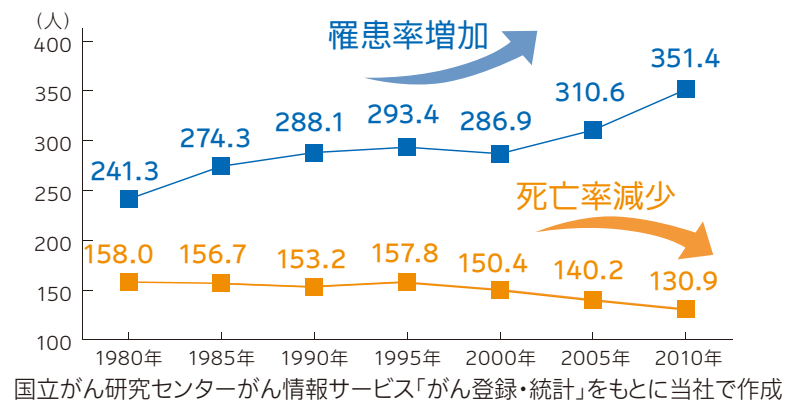
がんは不治の病から**治せる病気にかわりつつ**あります

1年間で新たに
がんにかかる率は…
がんで亡くなる率は…

かかる 増加傾向

亡くなる 減少傾向

■全国推定年齢調整罹患率・全国年齢調整死亡率(対人口10万人)の
年次推移(全年齢・性別)[総数 1980年～2010年]



がん治療には**全額自己負担**となる**費用**がかかることも…

がんの治療は医療費のほか、治療にまつわる間接的な費用もかかります。

公的医療保険からの支払い
(一部自己負担)

治療にかかわる費用

・診察料
・入院料
・検査料
・手術料
・薬代
・注射料

など

全額自己負担

保険外診療分

・診断書などの文書料
・差額ベッド代
・先進医療の技術料
・未承認薬を使用した治療費
・保険適用外の漢方

など

その他

・交通費
・入院中の日用品
・ウィッグ(かつら)
・家事、育児代行費

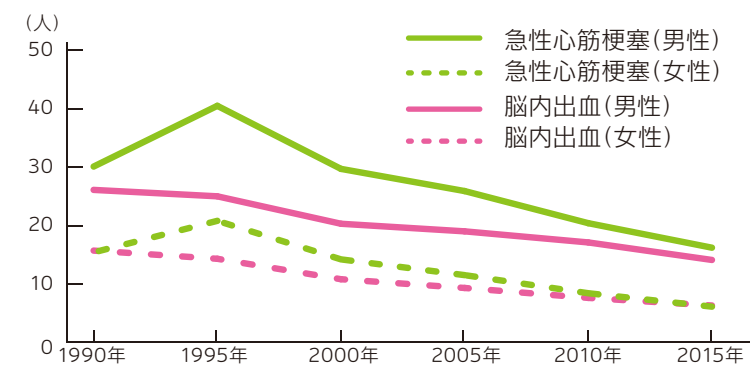
など

急性
心筋梗塞

脳卒中

医療技術の進歩もあり、**亡くなる人は減少**しています

■都道府県別年齢調整死亡率(人口10万対) 男女・年次別

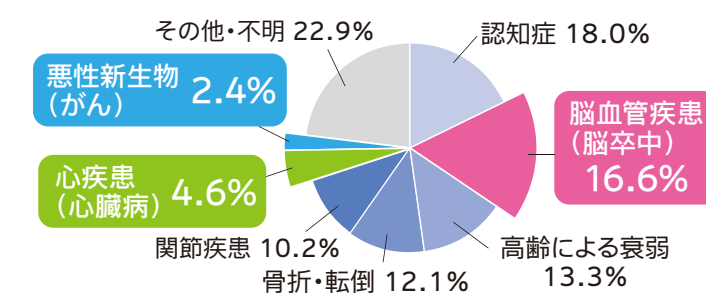


治療は長期化することも…

特定疾病により亡くなる人は減少していますが、病気によっては長期にわたる入院が必要な場合もあります。治療が長引くと仕事や収入への影響も心配です。

特定疾病が原因で**介護**が必要になることも…

■介護が必要となった主な原因



■介護に要した費用※と期間

一時的な費用 平均 69万円

毎月かかる費用 平均 7.8万円

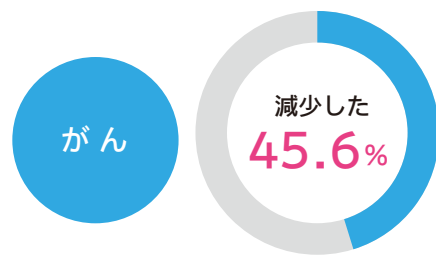
期 間 平均54.5か月

●端数処理の関係で内訳の合計が100%とならないことがあります。
●要介護度別にみた場合の総数です。要介護度不詳を含みます。
●熊本県を除いた数値。
厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査の概況」

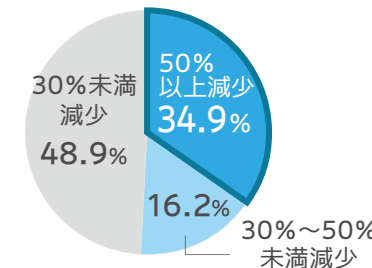
※公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。
(公財)生命保険文化センター
「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査(速報版)」

特定疾病にかかった**約半数の人** の**収入が減少**しています

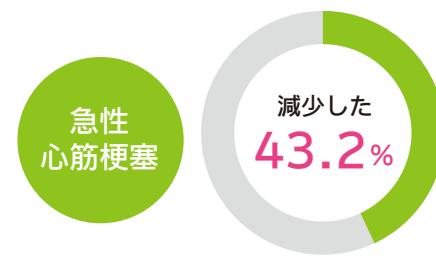
収入が減少しましたか？



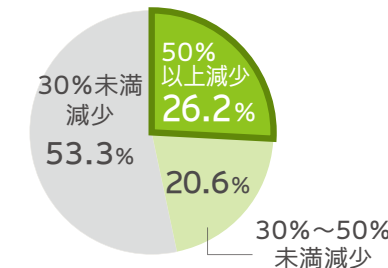
どのくらい収入が減りましたか？



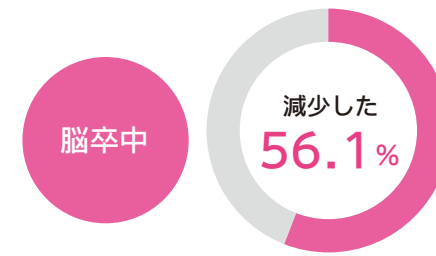
収入が減少しましたか？



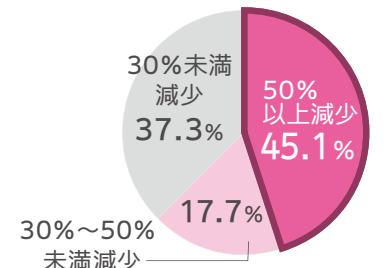
どのくらい収入が減りましたか？



収入が減少しましたか？



どのくらい収入が減りましたか？



【対象者】がん患者515人、急性心筋梗塞患者292人、脳卒中患者515人(全国の20～50歳代の男女罹患経験者+現在治療中の患者かつ
●上記のデータは端数処理の関係で内訳の合計が100%とならないことがあります。SOMPOひまわり生命保険株式会社「三大疾病インタ

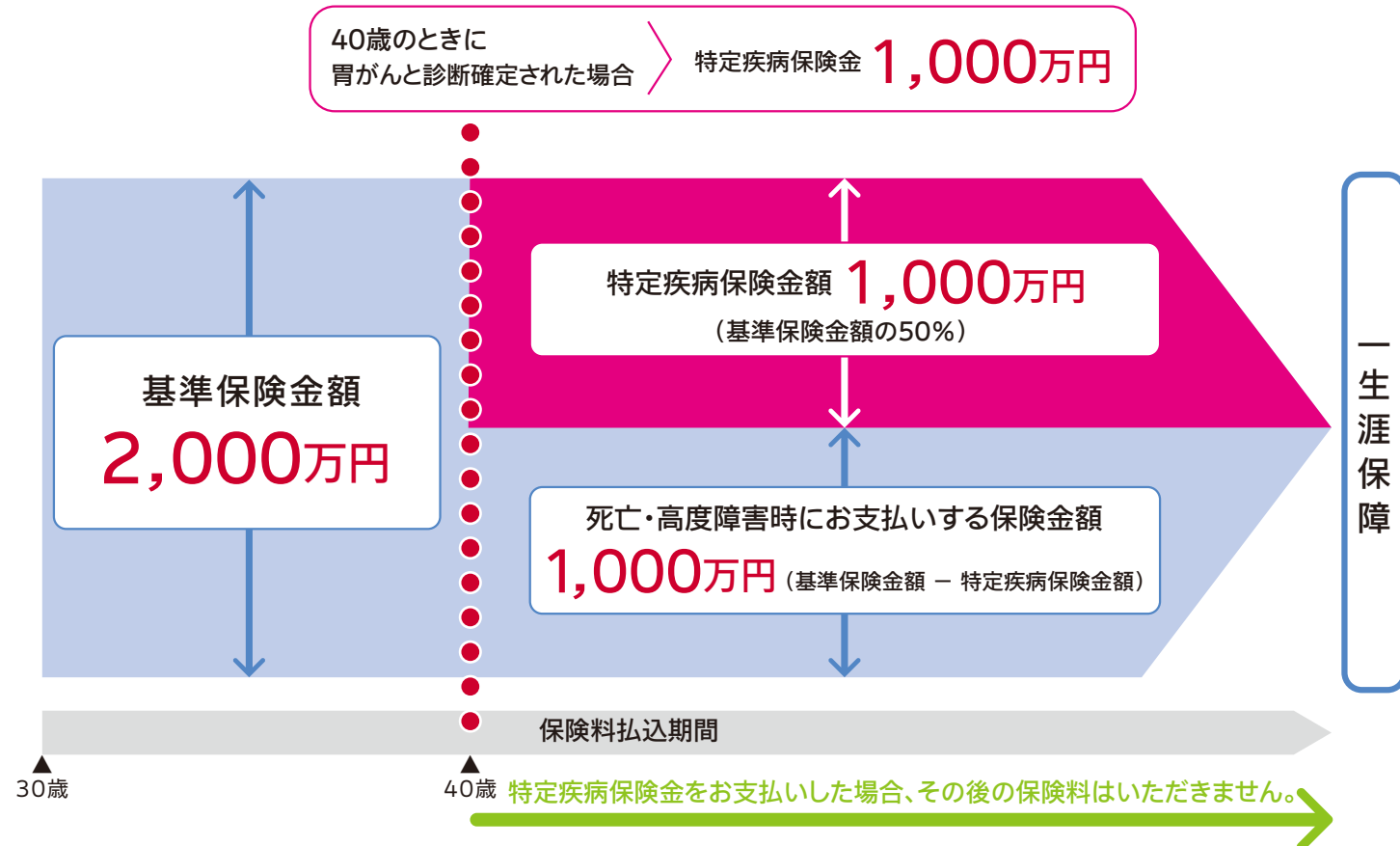
病にかかると前に仕事をしており安定的な収入があった人) ネット調査(2016年)」

特定疾病にかかった場合、仕事や収入への影響も心配です。治療費や介護費用、その後の生活費などを備えておくで安心です。

特定疾病も、死亡・高度障害も、一生涯保障します

ご契約例

- 30歳男性 ●基準保険金額:2,000万円 ●特定疾病保険金支払割合:50%
- 保険期間:終身 ●保険料払込期間:終身 ●払込方法:口座振替月払



3つの特徴

1 特定疾病により、所定の事由に該当したら…

特定疾病保険金をお受取り



その後の保険料のお払込みは不要

がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の事由※に該当した場合、基準保険金額の一部を特定疾病保険金として前払いし、その後の保険料はいただきません。
※所定の事由については、右ページの「お支払いの対象となる特定疾病・お支払事由」をご覧ください。

2 安心の一生涯保障!

一生涯にわたり死亡保障または高度障害保障があります。
特定疾病保険金をお支払いする前に死亡または所定の高度障害状態になられた場合には、基準保険金額をお支払いし、ご契約は消滅します。

3 告知書のみでお申込みいただけます!

一定の保障額まで告知書のご記入だけでお申込みいただけます。その場合、医師の診査は不要です。

*一定の保障額内であっても、既にご加入いただいている契約がある場合、他の医的資料のご提出や医師の診査をお願いする場合があります。

●お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

用語のご説明

●基準保険金額

死亡・高度障害保険金や特定疾病保険金のお支払額を計算する際の基準となる金額です。

●特定疾病保険金

特定疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)により所定の事由に該当した場合にお支払いする保険金です。

特定疾病保険金は非課税です。(所得税基本通達9-21)

*2018年10月現在の税制によります。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。

*詳細につきましては、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。

●特定疾病保険金支払割合

基準保険金額に対して特定疾病保険金をお支払いする割合です。10%~50%の間で10%単位でお選びいただけます。

■お支払いの対象となる特定疾病・お支払事由

お支払いの対象となる特定疾病	特定疾病保険金のお支払事由<所定の事由>
がん(悪性新生物)	被保険者が責任開始期前を含めて、初めて悪性新生物と医師により診断確定されたとき *「上皮内がん」「悪性黒色腫以外の皮膚がん」「責任開始日から90日以内に診断確定された乳がん」は対象外です。
急性心筋梗塞	被保険者が急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき ②急性心筋梗塞の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき *虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞が対象です(狭心症などは対象外です)。
脳卒中	被保険者が脳卒中を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき ②脳卒中の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき *脳血管疾患のうち、「くも膜下出血」「脳内出血」「脳動脈の狭塞(脳血栓・脳塞栓)」が対象です。

■保険料例(口座振替月払)

左記保障内容の場合

(2019年3月現在の保険料です)

契約年齢	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳
男性	26,240円	29,240円	32,960円	37,700円	43,680円	51,300円	61,160円
女性	24,060円	26,620円	29,700円	33,380円	37,700円	42,700円	48,520円

■払込保険料累計・解約返戻金・返戻率の推移

左記保障内容の場合

保険年度(年目)	※1 年齢(歳)	※2 払込保険料累計(円)	※2 解約返戻金(円)	※2 返戻率(%)
1	30	395,520	65,800	16.6
2	31	791,040	342,800	43.3
3	32	1,186,560	621,000	52.3
4	33	1,582,080	900,000	56.8
5	34	1,977,600	1,179,400	59.6
6	35	2,373,120	1,459,600	61.5
11	40	4,350,720	2,840,400	65.2

保険年度(年目)	※1 年齢(歳)	※2 払込保険料累計(円)	※2 解約返戻金(円)	※2 返戻率(%)
16	45	6,328,320	4,128,800	65.2
21	50	8,305,920	5,389,600	64.8
26	55	10,283,520	6,597,600	64.1
31	60	12,261,120	7,734,400	63.0
36	65	14,238,720	8,748,600	61.4
41	70	16,216,320	9,669,400	59.6
46	75	18,193,920	10,593,200	58.2

※1 上記の年齢は契約年齢または年単位の契約応当日の年齢です。
※2 上記の数値は各保険年度の期末における数値を表示しています。

●ご契約を途中で解約されると解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額になります。
●解約返戻金額は契約年齢、払込期間、経過年月数などによって異なります。

特定疾病保険金お支払い(保険料払込免除)後の解約返戻金については、5ページをご覧ください。

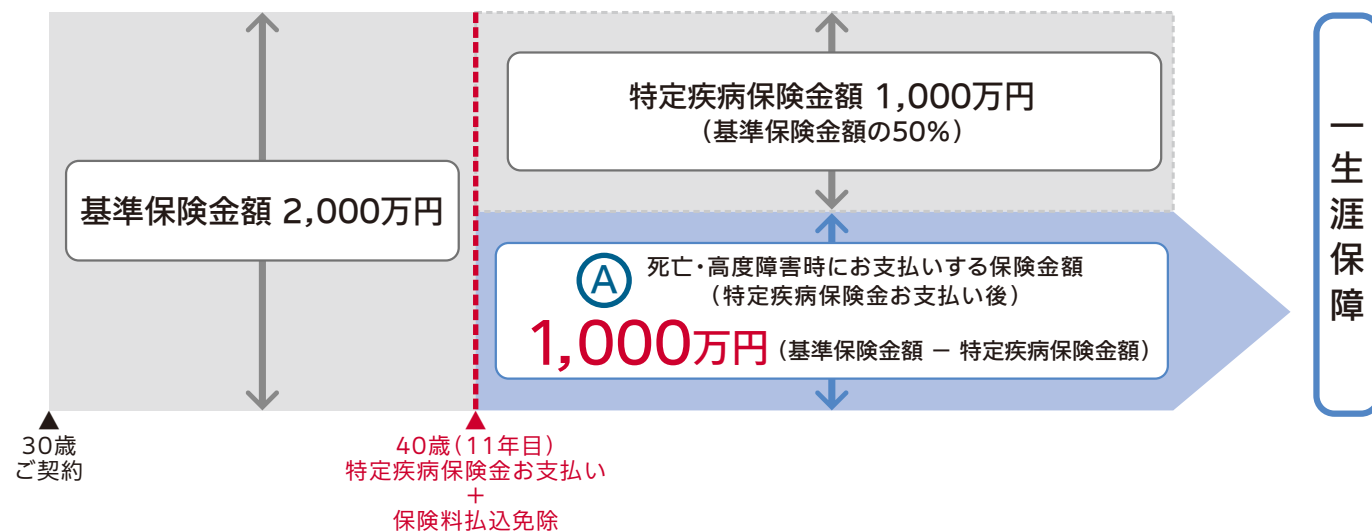
特定疾病保険金お支払い(保険料払込免除)後の 解約返戻金について

ご契約例

- 30歳男性
- 基準保険金額:2,000万円
- 特定疾病保険金支払割合:50%
- 保険期間:終身
- 保険料払込期間:終身
- 払込方法:口座振替月払
- 月払保険料:32,960円

40歳のときに特定疾病保険金のお支払事由に該当した場合

基準保険金額の50%(1,000万円)を特定疾病保険金として前払いし、その後の保険料はいただきません。
また、**(A)**の部分については、お支払事由該当時に以後の保険料の全額が一時にお払込みされたものとしてお取扱いします。



事由発生時の 保険年度(年目)	年齢※1 (歳)	(A)の部分の※2 解約返戻金 (円)
11	40	8,258,800
12	41	8,294,200
13	42	8,329,800
14	43	8,365,400
15	44	8,401,200
16	45	8,437,000
17	46	8,472,800
18	47	8,508,800
19	48	8,544,600
20	49	8,580,600
21	50	8,616,600
22	51	8,652,600
23	52	8,688,400
24	53	8,724,400
25	54	8,760,400
26	55	8,796,600
27	56	8,832,400
28	57	8,868,200
29	58	8,904,200
30	59	8,939,600

事由発生時の 保険年度(年目)	年齢※1 (歳)	(A)の部分の※2 解約返戻金 (円)
31	60	8,975,200
32	61	9,010,400
33	62	9,045,600
34	63	9,080,800
35	64	9,115,400
36	65	9,150,200
37	66	9,184,800
38	67	9,219,200
39	68	9,253,600
40	69	9,287,600
41	70	9,321,400
42	71	9,355,000
43	72	9,387,800
44	73	9,420,200
45	74	9,452,000
46	75	9,483,200
47	76	9,513,800
48	77	9,543,000
49	78	9,571,400
50	79	9,598,600

※1 上記の年齢は契約年齢または年単位の契約応当日の年齢です。 ※2 上記の数値は各保険年度の期末における数値を表示しています。

さらに

契約者貸付制度 を利用すれば当面の医療費や生活費なども安心!

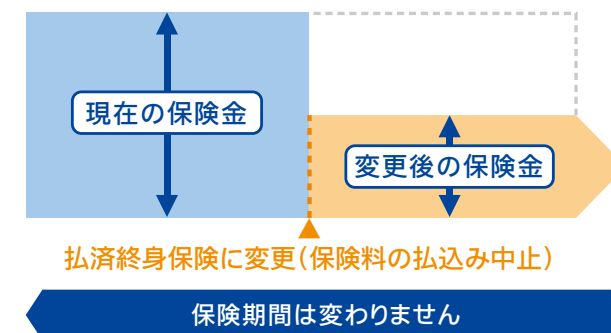
保険期間中にまとまった資金が必要になった場合には、ご契約者さまに対する貸付の制度もあります。
解約返戻金の一定の範囲内(90%)で必要資金をご用立てします(貸付金は口座振込の方法でお支払いします)。

- 貸付金には当社所定の利息がつきます。
- 失効している場合はお取扱いできません。
- 特定疾病保険金のお支払いによる保険料払込免除後でも貸付が可能です。

保険料の「支払いに困ったとき」の3つの機能

機能 ①

支払いが厳しくなったけど、一生涯の保障を残したい! → **払済終身保険**

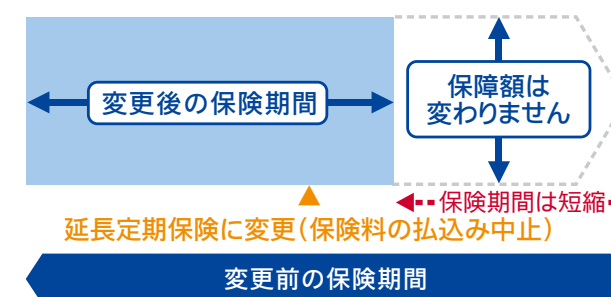


保険料の払込みを中止し、その時点での解約返戻金をもとにして、保険期間をそのままにした保険に変更します。

- 保険金額は、払済終身保険変更前と比べて少なくなります。
- 特定疾病保険金のお支払い後はお取扱いできません。

機能 ②

支払いが厳しくなったけど、今の保障額はしっかり守りたい! → **延長定期保険**



保険料の払込みを中止し、その時点での解約返戻金をもとにして、一定期間のみ保障する保険に変更します。

- 保険金額は変わりませんが、保険期間は短くなります。
- 延長保険期間が1年未満となるものはお取扱いできません。
- 特定疾病保険金のお支払い後はお取扱いできません。

機能 ③

今は支払いができないけど、契約は続けたい! → **自動振替貸付**

保険料の払込みがないまま払込猶予期間を経過した場合、自動的に保険会社が保険料をお立替え(貸付)し、ご契約を有効に継続させます。

- 貸付できる金額は、解約返戻金の範囲内です。
- 貸付金には当社所定の利息がつきます。



上記取扱いは2019年6月現在の取扱規定に基づいています。当社の定める条件により

お取扱いできない場合もございます。詳細については、お問い合わせ先までご照会ください。

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ず
ご確認
ください

ご契約の際は「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」
「ご契約のしおり・約款」をご覧ください

特定疾病前払式終身保険について

- この保険の保険期間は終身です。
- この保険においてお支払いする保険金はつぎのとおりです。

保険金	お支払事由	お支払額
特定疾病 保険金	悪性 新生物 (がん)	被保険者が責任開始期前を含め初めて悪性新生物と医師により診断確定されたとき
	急性 心筋梗塞	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき ②急性心筋梗塞の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
	脳卒中	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき ②脳卒中の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
死亡 保険金	被保険者が死亡されたとき	基準保険金額 (特定疾病保険金支払後は、基準保険金額－特定疾病保険金額)
高度障害 保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した疾病または傷害を原因として所定の高度障害状態になられたとき	基準保険金額 (特定疾病保険金支払後は、基準保険金額－特定疾病保険金額)

- 責任開始日から90日以内に乳房の悪性新生物(乳がん)に罹患したと診断確定された場合には、悪性新生物には罹患しなかったものとして、特定疾病保険金はお支払いしません。その後、新たに乳がん以外でお支払いの対象となる悪性新生物に罹患したと診断確定された場合には、特定疾病保険金をお支払いします。
- 責任開始期前に悪性新生物に罹患したと診断確定されていた場合には、被保険者が真の病名を知っていたか否かにかかわらず、責任開始期以後に新たに悪性新生物に罹患しても特定疾病保険金をお支払いしません。
- 特定疾病保険金のお支払いは1回限りです。
- 特定疾病保険金支払われた場合、以後の保険料のお払込みが免除されます。
- 保険料の払込総額が、お支払いする保険金額を上回る場合がありますので、ご契約の際は十分ご確認ください。

お支払いの対象となる特定疾病について

- 悪性新生物(がん)/ただし、上皮内がん、悪性黒色腫以外の皮膚がん、責任開始日から90日以内に診断確定された乳がんは除きます。
- 急性心筋梗塞/虚血性心疾患のうち急性心筋梗塞のみ(狭心症などは除きます)。
- 脳卒中/脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳動脈の狭窄(脳血栓・脳塞栓)。

保険料のお払込みの免除について

- つぎの状態に該当した場合、以後の保険料のお払込みが免除され、保険料のお払込みは継続されたものとしてお取り扱いします。
- 不慮の事故により所定の身体障害状態に該当したとき

指定代理請求特約について

- この特約は、受取人に保険金などを請求できない特別な事情があるときに、代理人が請求できるようにする特約です。
- 詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

保険契約の型と解約返戻金について

- 特定疾病前払式終身保険の保険契約の型には、保険料払込期間中の解約返戻金の水準によりI型とII型があります。II型はI型に比べ、保険料払込期間中の解約返戻金の水準を低く抑えることにより、保険料が割安に設定されています。I型の解約返戻金に対してII型の解約返戻金は最大で30%削減されます(現在販売中の保険契約の型はII型のみです)。
- 特定疾病保険金支払われた後に解約された場合、解約返戻金は特定疾病保険金支払われた後の保険金額により計算してお支払いします。

現在のご契約の解約等をお申込みについて

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申込みをご検討されている方は、「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人(社員・募集代理店)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

なお、当社の生命保険募集人の身分・権限などに関して確認をご要望の場合には、最寄りの支社もしくは本社までお問い合わせください。

金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください

- 本商品は生命保険であり預金などではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象ではありません。
- 本商品の契約お申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 金融機関が本商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件が制限される場合があります。

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先